

“繰上げ請求”は慎重に

老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳を過ぎれば希望により繰上げを受けとることもできます。しかし、繰上げを受けると次のような不利な面もあります。

(1) 受け始める年齢によって別表のとおり年金額が減額され、その率は生涯変わらない。

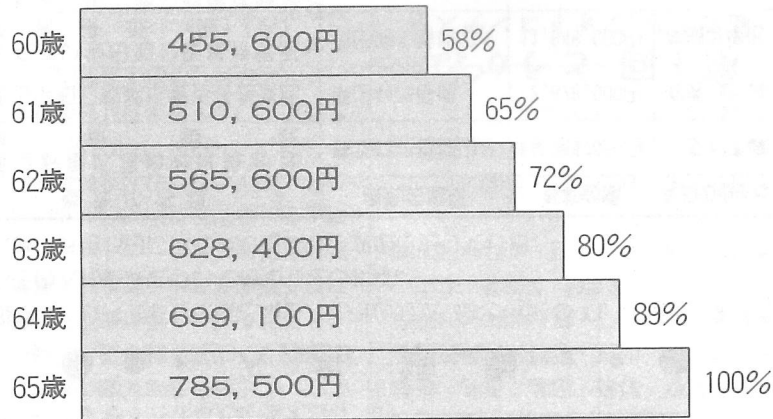
(2) 厚生年金や共済組合に加入したことがある人は、60歳から特別支給の年金が受給できるが、老齢基礎年金を繰上げ請求するとその年金が65歳まで支給停止される。

(3) 遺族厚生年金などを受けているか、または受けられるようになっていても、65歳まではどちらか一方しか受けられない。

(4) 65歳になるまでに、体に障害がおきても、障害基礎年金は受けられない。

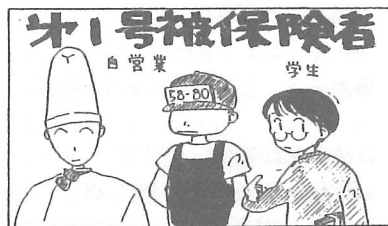
(5) 65歳になるまでに、寡婦年金を受けられる条件が発生しても、寡婦年金は受けられない。

「人生80年」と言われる時代、老後は確実に長くなっています。安易に繰上げ請求して後悔することのないように、よく考えて請求しましょう。



(これは平成8年度金額です)
 ※年金額は、昭和36年4月分より60歳になるまで満額を納めた方の金額です。

国民年金の加入者は3種類



人生の節目には年金にも届出を

20歳から60歳になるまでの人は、職種を問わずすべての人が国民年金の加入者です。

加入者は、職業によって第一号被保険者（学生・自営業など）、第二号被保険者（サラリーマン）、第三号被保険者（サラリーマンに扶養されている配偶者）の3種類に分けられています。

住所や氏名が変わったときはもちろん、被保険者の種類が変わったときも届出が必要です。

なお、主な届出及び届書は下表のとおりです。

届出を必要とする場合	届書の種類
○氏名・住所を変えたとき	国民年金氏名・住所変更届
○就職したとき ○退職したとき ○配偶者の被扶養者となったとき （結婚・配偶者が就職・本人の収入減等） ○配偶者の被扶養者でなくなったとき （離婚・配偶者が退職・本人の収入増等）	国民年金被保険者種別変更届
○配偶者が転職して加入年金制度を変えたとき	国民年金被保険者種別確認届
○他制度の老齢年金を受けるときになったとき	国民年金資格喪失届
○保険料の支払方法を変えたとき	国民年金保険料預金口座振替申込通知書（辞退通知書）